

会社が支出した 社員等の損害賠償

会社が役員または使用人のした行為に基因する損害賠償金を支出した場合は、次のケースが考えられます。

1. その損害賠償金の対象となった行為が法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意または重大な過失に基づかないものである場合には、この支出した金額はその社員等の給与以外の損金とされます。
2. その行為が社員等の故意または重大な過失に基づくものである場合、または会社の業務に関連しないものである場合には、その支出した損害賠償金に相当する金額はその社員等に対する貸付金等の債権として処理します。

□無過失責任を問われるケースが多い

上記の扱いは、最近の裁判所の判決の多くは被害者救済の見地から、その社員等の起こした交通事故その他の行為に基づく損害賠償については、ほとんど無過失責任に近い形で、使用者に対してその使用者責任に基づく賠償金の支払を命ずるケースが多いようです。このような社会情勢の下で、会社がその社員等の行為による損害賠償金を負担したからといって、直ちにその総てを給与として課税することに問題があることに配慮したものであるとされています。

無過失責任というのは、事業者に過失がない場合であっても、事業者損害賠償の責任を負わせることをいいます。使用者責任はないけれども、事実上その責任を負わされることをいうわけです。

□債権処理は貸倒れとして処理することも

上記によって債権として処理した債権が、その役員または従業員の支払能力等からみて求償権の行使ができない事情にあるときは、その求償できない金額を貸倒れとして損金経理をした場合はこれが認められます。この扱いは、当初の支払いにおいて、即損金の額に算入している場合でも認められます。但し、損害賠償責任保険等に参加している場合はその責任保険等によ



○伊豆七島には島がいくつあるでしょう。大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島と八つあります。じつは式根島は周囲12キロほどの小ささで、江戸時代の元禄のころまでは、隣の新島とは3キロほど歩いて渡れる細い砂州でつながっていました。それが元禄16年の大地震による津波で砂州が消え、新島とは分離してしまったのです。



って補填される金額があればその金額を控除します。

□損金計上年度の特例

損金に計上するには、債権の確定が原則です。しかし、自動車等の人身事故等において債務確定の原則を貫くことは実情に沿わないのではないかという事実もあります。

□協議において具体的に提示した金額は

会社が期末までに、相手方に損害賠償として提示した金額がある場合には、少なくともその提示した部分の金額については当事者間に争いがないこととなりますから、その提示した金額については部分的に債務が確定したものと考えられます。

そこで税務の取扱いでは、期末までに損害賠償の総額が確定していない場合であっても、相手に具体的に提示した損害賠償の金額については、債務の確定があったものとして未払金の計上を認めることとしております。

この場合、相手方に申出をした場合であっても、その全部又は一部が保険等によって補填されることが明らかな時は、その補填される部分については、保険金収入等とを対応させることが必要となります。しかし、保険金等も確定していない場合は見積計上をすることになります。